

広島市規則第 4 6 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

広島市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市契約規則の一部を改正する規則

広島市契約規則（昭和 3 9 年広島市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 2 第 1 号中「2 5 0 万円」を「4 0 0 万円」に改め、同条第 2 号中「1 6 0 万円」を「3 0 0 万円」に改め、同条第 3 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同条第 4 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同条第 5 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同条第 6 号中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

第 2 2 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「市長は、」の右に「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 9 第 6 項又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 2 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 2 条の 2 の規定は、広島市契約規則第 2 4 条の規定によりこの規則の施行の日以後に行われる見積書の提出の依頼に係る契約について適用し、同条の規定により同日前に行われた見積書の提出の依頼に係る契約については、なお従前の例による。